

平成 25 年度「城南衛生管理組合特定事業主行動計画」の実施状況について

城南衛生管理組合では、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づき、平成 25 年度から平成 26 年度までを計画期間とする「城南衛生管理組合特定事業主行動計画」を策定し実行しています。この計画は、当組合に勤務する職員を対象に策定したもので、仕事と子育ての両立、ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境の整備を進めることを目的としたものです。

今般、平成 25 年度における実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表します。

○数値目標等の結果

1 妻が出産する場合の特別休暇の取得状況

【目標】妻が出産する場合の特別休暇について、5 日間の休暇取得率を 100%とする

取得者数	3 人
対象男性職員数	3 人
取得率	100%

2 男性職員の育児休業の取得状況

【目標】男性職員の育児休業等の取得率向上に努める

取得者数	0 人
対象男性職員数	8 人

3 時間外勤務時間の状況

【目標】各職員の 1 年間の時間外勤務時間の縮減に努めるとともに、上限時間数を 360 時間以内とする

年間の時間外勤務 360 時間以上の者が管理職以外の職員数に占める割合 12.9%

4 年次有給休暇の取得状況

【目標】年次休暇取得日数を平均 16 日以上とする

平成 25 年度における年次有給休暇取得日数の平均 14.4 日